

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五号)(衆議院提出) 要

旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成二十六年度の国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、平成二十六年十二月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 二、平成二十七年度以後の国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三、この法律は、一については、公布の日から施行し、二については、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、一のうち給料月額を改定する規定は平成二十六年四月一日から適用すること。
- 四、その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。